

「大阪“みなと”カーボンニュートラルレポート（CNP）形成に向けたサステナブルファイナンス・フレームワーク
策定に係る第三者評価等業務委託」公募型プロポーザルにおける質問に対する回答

※質問内容は、受信順に原文のまま掲載しています。

No	資料名	頁番号	該当項目	質問	回答
1	募集要項	P2	3 契約に関する事項 (4) 契約保証金	「<u>契約保証金 要・ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。</u>」との記載があります。大阪市契約規則第 37 条第 1 項の「(3)本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」は契約保証金の全部又は一部を免除するとされています。 上述の通り「契約を履行しないこととなるおそれがない」ことを示せば、契約保証金の全部又は一部を免除することが出来るという、認識でよろしいでしょうか。 ※同 37 条第 1 項(1)(2)について、ESG ファイナンスに係る第三者評価業務においては、一般的に履行保証保険契約を締結するケースは少ないため、本件では対象外という認識です。	今回のように公募型プロポーザル方式により相手方を選定し契約を締結する場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する随意契約に当たるため、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 3 号の規定が適用され、契約保証金は免除となります。

No	資料名	頁番号	該当項目	質問	回答
2	別紙1 「特記仕様書 (案)」	P2	(6) 定期レビュー (適合性事後評価) の 実施	委託業務の内容は、融資先企業の年次レポーティング (資金充当状況、適格プロジェクトの環境改善効果 等) とフレームワークの適合性を事後評価するもので あって、資金使途とフレームワークの適合性を事業評 価するものではないとの理解で間違いないでしょう か。	定期レビューは、融資先企業から提出される年次 レポーティング及び関連資料を基に、実際の資金使 途及び資金充当状況がフレームワークに適合してい るか、また、環境改善効果等が適切に報告されてい るかを事後評価するものです。 なお、個別融資案件の融資実行前に行うフレーム ワークへの適合性評価については、特記仕様書 (案)「2. 業務内容 (4) 適合書簡 (LoC) の作成」 において実施します。
3	別紙1 「特記仕様書 (案)」	P3	(8) 報告書作成	成果品の提出期限が記載されていないので、想定して いる期限があればご教示ください。また報告書は委託 業務の契約期間が終了時点で、委託業務の内容全般に 係る報告を差し上げるものを想定しておりますでし ょうか。成果品の提出期限と想定されている成果物に ついてご教示ください。	本業務では、第三者評価レポートについては令和8 年度内に作成し、提出していただきます。また、適 合書簡 (LoC) についても、発注者が指定する融資 案件の実行時期を踏まえ、原則として令和8年度内 に作成、提出いただくことを想定しています。 その上で、定期レビューを令和9年度内に実施 し、その結果を含む業務全般の最終報告書及び電子 データについては、募集要項に記載の業務期限内 (令和10年3月31日まで) に提出いただきますよ う、お願いいたします。 なお、特記仕様書 (案)「3. その他 (3)」に基 づき、事前に受注者から書面による使用の承諾を得た 上で、完成期限前に個別の成果品の提出を求める場 合があります。

No	資料名	頁番号	該当項目	質問	回答
4	別紙1 「特記仕様書 (案)」	P3～4	3. その他(8) 本業務の適用積算基準	経費見積書は企画提案書等作成要項によると「具体的な内訳又は工程ごとに分けた提案者の見積書様式」とのことですが、特記仕様書案 p3 表(経費見積書に記載の歩掛)のと通りの様式にて記載しご提出すべきでしょうか。	経費見積書につきましては、特記仕様書(案) P4 表(経費見積書に記載の歩掛)に記載の業務項目ごとに職種、工数又は歩掛、単価等の具体的な内訳が分かるよう記載してください。 なお、経費見積書の様式については、提案者の任意の見積書様式にてご提出をお願いいたします。
5	別紙7 「企画提案書」	P3	様式4「本業務と同種又は類似業務の実績調査」	契約上の守秘義務の関係で記載が難しい項目がある場合は、記載可能な範囲に留める、あるいは一部の項目を非記載とするといった対応でも問題ないでしょうか？(例えば、受注金額を非記載とすることや、案件が非公表のため「専門的特徴」を当該案件の仕様書から転記するといった対応を想定しています。)	受注金額の記載が困難な場合は、様式4の注3に従い、「受注金額」欄に金額を記載できない理由を記載してください。 その他の項目についても、原則として記載いただく必要がありますが、契約上の守秘義務により固有名詞等の記載が困難な場合は、その理由を付した上で、実績内容を審査できる範囲で可能な限り具体的に記載してください。 なお、「業務の概要」及び「専門的特徴」について、仕様書の内容を転記する場合であっても、実際に実施した業務内容や専門的特徴が確認できるよう、記載可能な範囲で具体的な内容を補足してください。記載内容及び根拠書類から当該実績を十分に確認できない場合は、当該実績を評価できない場合があります。
6	募集要項	P1	2 業務内容に関する事項(3) 事業規模(契約上限額)	本件金額は税込の上限額のことでしょうか。	ご質疑のとおり、募集要項 P1「2 業務内容に関する事項(3) 事業規模(契約上限額)」に記載の金額については、税込の金額となります。

No	資料名	頁番号	該当項目	質問	回答
7	募集要項	P3	6 応募手続き等に関する事項	①提出書類の提出方法は、郵送必須でしょうか、それともEメールでも可能でしょうか。 ②提出書類は全て調印（押印）する必要がありますか、それとも「別紙3 様式2 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書」のみの調印（押印）で充分でしょうか。	①別紙4及び別紙5は、募集要項に記載のとおり、Eメールにより提出してください。別紙3の様式1～3、別紙7の様式1については郵送またはEメールでも提出可能です。その他の提出書類については募集要項に定める部数及び媒体により、郵送にてご提出ください。なお、郵送での提出可能な書類については募集要項の「9 その他」の「(2) 担当（提出先、問い合わせ先）」に記載の担当宛へ持参での提出も可能です。 ②別紙3の様式2「公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書」及び「経費見積書」については調印（押印）したものを提出願います。その他の提出書類については押印不要です。
8	募集要項	P5	8 選定に関する事項 (1) 選定方法	選定委員3名の構成（属性）について、ご教示頂けますでしょうか。	選定委員については、「業務委託契約における大阪市公募型企画競争方式運用ガイドライン」に基づき、本業務を適切に評価できる庁外の学識経験者等により構成しております。 委員については、本業務の目的及び内容を踏まえ、サステナブルファイナンス、脱炭素化その他本業務の評価に必要となる複数の専門的知見を有する者から選定しています。 なお、委員の氏名、所属・役職その他委員個人を推定し得る具体的な情報については、公正な選定会議の運営を確保するため、事後公表としており、現時点での回答は控えさせていただきます。

No	資料名	頁番号	該当項目	質問	回答
9	別 紙 6 「企画提案書等作成要項」	P1	1(4) ページ枚数について	企画提案書等作成要項には、「様式 2 及び様式 6 については合わせて 20 ページ以内」と記載されておりますが、こちらはご記載の通り「様式 2 と 6 で 20 ページ以内」という意味であり、「様式 2～様式 6（様式 3・4・5 も含む）で 20 ページ以内」という意味ではないという理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	ご質疑のとおり、様式 2 と 6 の合計で 20 ページ以内となります。
10	別 紙 6 「企画提案書等作成要項」	P1	2(1) 取組スケジュールについて（様式 2）	各業務内容について、いつまでに実施されることを想定されているのか、お考えがございましたら、ご教示ください。 例えば、「適合書簡については今年度中を想定している」など、ご教示頂ける範囲でお願い致します。	特記仕様書（案）の「2. 業務内容」のうち （１）～（３）については令和 8 年度内に実施することを想定しています。（４）については、発注者が指定する融資案件の実行時期を踏まえ、原則として融資実行前に実施することとし、令和 8 年度内の作成を想定しています。 （５）については、令和 8 年度から令和 9 年度まで、フレームワークの運用状況に応じて実施することを想定しています。 （６）については、対象案件の年次レポート等を受領した後、令和 9 年度の実施を想定しています。 また（７）～（９）については各業務の進捗及び成果品の提出時期に応じ、業務期間を通じて実施します。

No	資料名	頁番号	該当項目	質問	回答
11	別 紙 6 「企画提案書等作成要項」	P1	2(5) 審査項目について (様式 6)	該当項目に「(※様式 6 については、審査項目ごとに改ページのうえ作成すること)」と記載されておりますが、審査項目とは別紙 8 の「評価項目」を指すのでしょうか。	ご質疑のとおり、当該「審査項目」とは、別紙 8 の「評価項目」を指します。 なお、別紙 7 の様式 2～5 において記載する内容を、様式 6 に重複して記載する必要はありません。様式 6 については、以下の項目ごとに改ページして作成してください。 ➤ 第三者評価レポート（SP0 等）に関する実施方針 ➤ LoC・定期レビュー・運営支援の実効性 ➤ 国内外動向・制度改定への対応力
12	別 紙 8 「審査基準及び審査方法」	—	—	今回の企画提案資料に「経費見積書」の提出がありますが、一方で審査基準に見積金額が入っておりません。 審査基準に見積金額は反映されないという理解でよろしいでしょうか。あるいは、今回の選定に際して、見積金額はどのように影響しますでしょうか。	ご質疑のとおり、本案件では、別紙 8「審査基準及び審査方法」に見積額を評価する項目を設けていないため、見積額は審査における採点対象ではありません。 ただし、見積額が募集要項 P1「2 業務内容に関する事項」の「(3) 事業規模（契約上限額）」に記載の金額を上回っている場合には選定しません。